



Vol.123

トクちゃん新聞

11月号

今年もあと2か月!

徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <http://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com



担当: 徳野



◆テニス 始めました。

4~5年前にやめてしまっていたテニススクール。今年9月に復帰しました。久々過ぎて、まずはガットを張り替えるところから。足の運びがおぼつかない。イメージ通りのボールが打てない。たいした運動量でもないはずなのに**レッスン後半にはなんだかバテてる**。なおかつ、レッスン翌日から**3日ほど体中筋肉痛**。

という状態でしたが、2か月ほど経過しましてとりあえずは**90分が楽しくアツという間**に過ぎるようになりました。筋肉痛もナシ。室内で空調も効いていますがレッスン終了時には**汗だく**です。脱いだシャツが重たくなるほど。ジムでランニングしたり筋トレしたりでも汗はかきますが、**球技で流す汗の方が気持ちよい**ように感じます。



しばらく続けます！皆さんは何か新しいこと始めましたか？

◆ビットコイン以外の仮想通貨

担当: 廣島



- ・ビットコイン・ビットコインキャッシュ
- ・イーサリアム・イーサリアムクラシック
- ・ライトコイン・リップル
- ・モナコイン・フィスコイン
- ・ネクスコイン・カイカコイン
- ・カウンターパーティー・ザイフ
- ・ビットクリスタル
- ・ストレージコインエクス
- ・ペペキャッシュ
- ・ゼン・ゼム(ネム)

9月29日、金融庁が仮想通貨の交換業者に認定した11社を「仮想通貨交換業者登録一覧」として発表しました。一覧には仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨も併記されており、左記の17銘柄です。

ただし、左記の仮想通貨について、金融庁が**価値を保証・推奨するものではない**ことが明記されており、突然無価値になること・取引内容に注意することを呼びかけています。

また9月には国税庁から、ビットコインを使用することで生じた損益は雑所得に区分することが明らかになりましたが、ビットコイン以外の仮想通貨についても“資金決済法上の定義に該当する仮想通貨”に該当すれば同様の取り扱いがなされます。左記の仮想通貨についてはビットコインと同様に、日本円に換金したり、他の仮想通貨とトレードして生じた利益も雑所得に区分されることとなります。

10月12日時点で、19社の仮想通貨交換業者が継続審査中となっており、“資金決済法上の定義に該当する仮想通貨”も今後さらに明らかになる可能性があります。

◆ご存知ですか？特別転回

担当: 池田



高速道路で降りる目的IC（インターチェンジ高速道路出入口）をうっかり通過してしまったことはありませんか？目的地を通過してしまったら、動揺して普段は考えもしない「停車」や「バック」等の行動を行いがちですので、正しい対処法を理解しておきましょう。

目的のICを通り過ぎてしまったら、次のICまでそのまま走行します。係員のいる一般の料金所で、間違っ ICを通り過ぎてしまった旨を説明すると、通行券に「特別転回」の承認印を押してくれます。そうすると、本来下りるICまで高速道路を通過して無料で引き返すことができます。ETCカードの場合も係員のいる一般の料金所で説明すると「特別転回」の処理をしてくれます。

無人のスマートICでは係員が常駐していないので「特別転回」を処理してもらえません。スマートICの次のICで対処してください。

ただし、インターチェンジの構造等によっては対応してもらえない場合があります。

正しい知識で安心、安全な運転を心掛けたいですね。



◆ 税務スケジュール(11月)

担当: 北川



11月10日(金)

- ・10月分 源泉所得税の納付
- ・10月分 住民税の納付(特別徴収)

確定申告・年末調整資料のご準備をお願いいたします。

弊社より確定申告資料袋が届いている方は資料をつぎつぎ放り込んで下さいね。

11月30日(木)

- ・法人税・消費税の確定申告・納税《9月決算法人》
- ・法人税・消費税の予定申告・納税《3月決算法人》
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告《12月・3月・6月》
- ・10月分社会保険料の納付
- ・個人事業税 第2期分
- ・所得税予定納税 第2期分(振替納税)



◆ 年末調整のご準備を!

担当: 岡村



年末調整の時期となりました。

弊社で処理をさせていただきお客様には年末調整資料一式を送付させていただきましたので、ご確認ください。気を付けていただきたい点を以下に挙げておきます。

- ① **扶養控除等申告書にはマイナンバーを記載しないでください。**
記載してしまうと、マイナンバー管理する必要があり、マイナンバー管理者が鍵付きの保管庫で保管し、取り扱い履歴を残さなければならない等、とても面倒になります。
- ② **扶養親族の方の収入金額(所得金額)をきちんと確認してください。**
扶養親族(配偶者・子供さん等)の収入金額がオーバーしているのに配偶者(特別)控除・扶養控除して年末調整してしまった場合、数年後に**必ず**税務署から連絡が入ります。
その場合は、差額を納税しなければなりません。 数年分差額が発生する場合は数年分まとめて納税になります。負担が大きくなりますので、**必ずご家族ご本人に確認していただいたうえで、会社へ報告**してください。
- ③ **寡婦(寡夫)の記載ミス**がありますので、ご注意ください。 **一度入籍した後に離婚・死別した場合**に限りです。
- ④ **収入金額と所得金額は違います。** 所得金額がわからない場合は「収入金額 ○○円」とわかるように明記しておけば良いと思います。

きちんと確認して正しい年末調整を!



◆ 法人が支出した寄附金

担当: 小笠原



年末も近づき、ふるさと納税(個人の寄附金)が良く話題となりますが、法人が支出する寄附金の取り扱いについてご存知でしょうか?

- 国、地方公共団体への寄附金及び指定寄附金 **全額損金**となります。
- それ以外の寄附金 **一定の限度額までが損金**となります。



Ex. 一般の寄附金の損金算入限度額 = (資本金の額 × 当期の月数 / 12 × 2.5 / 1000 + 所得の金額 × 2.5 / 100) × 1 / 4
(※ 特定公益増進法人に対する寄附金、認定NPO法人に対する寄附金は損金算入額の算出方法が異なります。)

法人の損金とするためには、確定申告書へ金額の記載とともに寄附金の明細書など所定の書類を添付する必要があります。

寄付にあたりご不明点などありましたら弊社までご連絡下さい。

(損金 = 税務上の経費)

◆ こいさんって誰?

担当: 信貴



古い大阪の方言で、「お嬢さん」のことを「いとはん(はん: 山田さん、のさんと同じ意味)」、更にその子の妹などを「こいとはん」と呼んでいたそうです。

私の祖母は次女で、小さい時から「こいと」と周囲から呼ばれていたそうです。時は流れ、祖母に孫が出来ましたが「おばあちゃん」と呼ばれるのを嫌がり、私達孫に自身のことを「こいさん」と呼ばせていました。

おかげで私が「こいさん」が「祖母」だと気付いたのは小学校4年生! ツナ缶のツナがマグロだと知った時以来の衝撃でした。もう覚えていませんが、私はそれまで「こいさん」を何者だと思っていたのでしょうか...



◆ クイズ

担当: 信貴



小さい(祖母と気付いていない)頃、「こいさんがね、」と人に言うと、「鯉? がどうしたの? 」とよく言われました。突然ですがクイズです!

- ① 昔、日本であった税金はどれでしょう?
A. 鯉税 B. 小鳥税 C. 犬税
- ② 昔の日本で税金として納められていた魚は?
A. 鯉(カツオ) B. 錦鯉 C. 鯛(タイ)

~答え~

- ① C(昭和57年まで地方税としてありました)
- ② A(奈良時代、年貢として納められていた記録があります)そう、つまり鯉は全く関係ありません。